

# 路網・作業システム検討委員会 素案 (中間とりまとめ)

## 1 路網作業システム全般

路網は持続的林業経営を合理的に実現、継続していくための基礎的生産基盤であり、作業道は林道を補完し、林道と一体となって森林整備を図っていかねばならない。

長伐期施業を進め、間伐を繰り返して木材収穫をあげていくことを前提として、壊れにくく維持費のかからない、使いやすい道づくりを進めていく必要がある。

これまで、林道は、公益性を重視するあまり林業経営への機能発揮が希薄になる面があった。森林資源の成熟に伴い、生業としての林業を主目的としていくよう意識改革を進めていく必要がある。

## 2 林道と作業道の区分

### (1) 路網区分の現状

これまで、林業の作業に使用される道は林道規程に基づく林道(車道)と、林道規程によらない作業道(車道)、主として林業用の機械が走行する作業路があり、それぞれ補助事業により支援してきた。

しかし、補助制度の複雑化に加え、民間での技術開発、地域性などが積み重なり、路網整備に携わる人たちの中で路網のイメージや路網が具備すべき要件に混乱が生じている。

### (2) 路網の区分と方向性

路網開設に関する技術的知見を高め、路網整備の加速化を図っていくためには、路網整備に携わる人たちの共通認識の醸成と意識の改革を進めていく必要がある。

その出発点として「車道」と主として林業用の機械が走行する「森林作業道」に区分する。さらに「車道」を一般の車両の走行を予定して開設する「林道」と林業専用の車両の走行を予定して開設する「〇〇道」に区分することを提案する。

また、作業道は現在、継続的利用を前提とした一時的施設と位置づけられているが、路網は原則、継続的に長期にわたって使用していくことを前提に整備されるものとして整理する。

・「林道」とは、原則として不特定多数の人が利用する恒久的公共施設で、林道台帳により管理されるものである。

- ・「〇〇道」（仮称）は普通自動車（10 t 積程度）のトラックの走行を想定し、森林作業のために特定の人が利用する必要最小限の構造をもつものとする。
- ・「森林作業道」（仮称）は、主として林業機械が走行するものであるが、走行する車両には四輪駆動の人員輸送用自動車や2tトラックを含むものとして整理し、森林作業のために特定の人が利用するものとする。

### 3 指針の策定等

林業専用のトラックの走行を予定する〇〇道と主として林業用機械の走行を予定する森林作業道は、それぞれの区分に応じた規格・構造を指針として示すこととする。

#### （１）「〇〇道」作設指針

車道と区分したもののうち、間伐作業等森林施業に直結する道として整備していく〇〇道は、普通自動車（10 t 積程度）の通行を想定した道が必要である。

現地の状況に適合し、必要最小限の規格構造を有しながら必要な輸送の能力を確保した規格となるよう、規格・構造、調査設計及び実施、管理するための基本的事項を示すものとして作設指針を定めることとする。

#### （２）「森林作業道」作設指針

林業機械が走行する間伐作業等森林施業に直結する道として整備していく森林作業道は、地域の特性を反映し、地域ごとのさまざまな創意工夫の取組みがあって成り立っている。このような実態を踏まえながら山を壊さず、日本の事情に適合した、作設指針を定めることとする。なお、本指針は、主として林業機械が走行するものであるが、四輪駆動用人員輸送車や2 tトラックが通行できるものでもあり、通行する車両の種類によって区分しないこととする。

#### （３）林道規程の見直しの提言

林道整備の遅れがある一方、地域によっては、普通自動車（10t積程度）のトラックが走行可能な作業道も開設されている。

これまで林業の現場で使いやすい林道としていくため、自動車道の規格・構造、技術指針などの見直しを行ってきたが、十分な理解と普及がなされていない実態がある。

このため、急速な路網整備の推進という今日的課題に沿うよう、目的とする必要最小限の構造を有し、林業的利用や木材輸送に適した林道の規格・構造としていくよう林道規程等を見直していくよう提言する。

なお、林道規程の見直しとは言っても、現場に混乱が生じないように、事業に携わる関係者の理解、事業の実行結果など実態面を十分に把握した上で、既存の林道との整合を図りつつ見直し作業を行っていくべきであることを付言する。

## 4 「林道」・「〇〇道」、「森林作業道」の施設管理と維持管理

### (1) 施設管理

「林道」は、地方公共団体が管理して、原則として不特定多数の人が利用する公共施設として管理されている。一方、「〇〇道」、「森林作業道」は、特定の人が専用的に利用するものであるが、一般の車両も進入可能な施設であるため、施設管理者はゲート・施錠により進入を禁止する等の措置をとる等管理責任を果たさなければならない。

### (2) 維持管理

壊れにくく、長期に使用可能な路網開設を行っていくことができるように技術の高度化を図り、受益者負担による維持管理システムを整備していく必要がある。

## 5 路網整備のチェック体制の確立、技術の指導普及等

### (1) 路網の区分に応じたPDCAサイクルの確立

事業計画の立案、事業者による実行管理及びチェックができるよう、約款、仕様書などを整備し、路網整備に関するPDCAサイクルを確立させる。

### (2) 技術の指導普及

路網整備を加速化していくため、技術、経験を有する者を核として人材を育成していくことが必要である。また、基本的な技術に加え、地域の実情に応じた技術の向上を図っていくことが重要である。

このため、

#### ① 研修体制の整備

指針にあわせ、地形・地質、地域における技術的蓄積等を踏まえ、国、地方公共団体、民間事業体等が連携してブロック別に技術の普及指導を実施していくとともに、PDCAサイクルの普及定着、チェックリストを活用した研修体制を整備していく。

#### ② 調査の実施

技術的知見の蓄積、科学的評価を行っていくため、事例の収集、試験、工法の科学的評価を行っていくための調査を実施していく。

#### ③ データベースの構築

路網整備に関する都道府県の規程や失敗事例の収集、技術的な知見を蓄積していくデータベースを構築していく。

#### ④ 台帳の整備

電子媒体を活用して路網台帳を一元的に管理できる台帳を整備し、事業関係者が基礎資料として活用していくことができる条件を整備していく。

## 6 路網と作業システム (P)

路網は画一的工法ではなく、縦断勾配も変化に富み、工法や設計にもメリハリをつけるべきである。通行量によって、幹線、支線というメリハリも必要である。

路網と作業システムは一体であり、どこまでトラックが走行できる道をを入れ、森林作業道を網状に入れて木材を出すようにしていくか、林道密度と森林作業道密度で示したい。

## 7 路網整備水準の考え方について (P)

(1) 木材自給率50%を可能にする路網整備水準試算の因子

- ・ 傾斜〇〇
- ・ 作業システム〇〇
- ・ 区分内訳〇〇
- ・ 路網整備加速化対象林分の〇〇

(2) 目標とする路網密度

m/ha				
地山傾斜	林道	〇〇道	森林作業道	全体密度
緩傾斜 ( ~〇〇° )				
中傾斜 (〇〇~〇〇° )				
急傾斜 (〇〇~〇〇° )				
急急傾斜 (〇〇~〇〇° )				